

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
仙台丸光百貨店 宮城県仙台市 裏5番丁12	百貨店 (4)	昭和31年5月5日	耐火 5/1 一部木造 3/0	全・Ⓢ・部・小	死者 0名
		出火17時30分ころ 覚知17時35分 覚知別 報知電話 鎮火20時00分	建 1,210m ² 延 5,141m ²	2,397m ² (47%)	傷者 4名 (2)

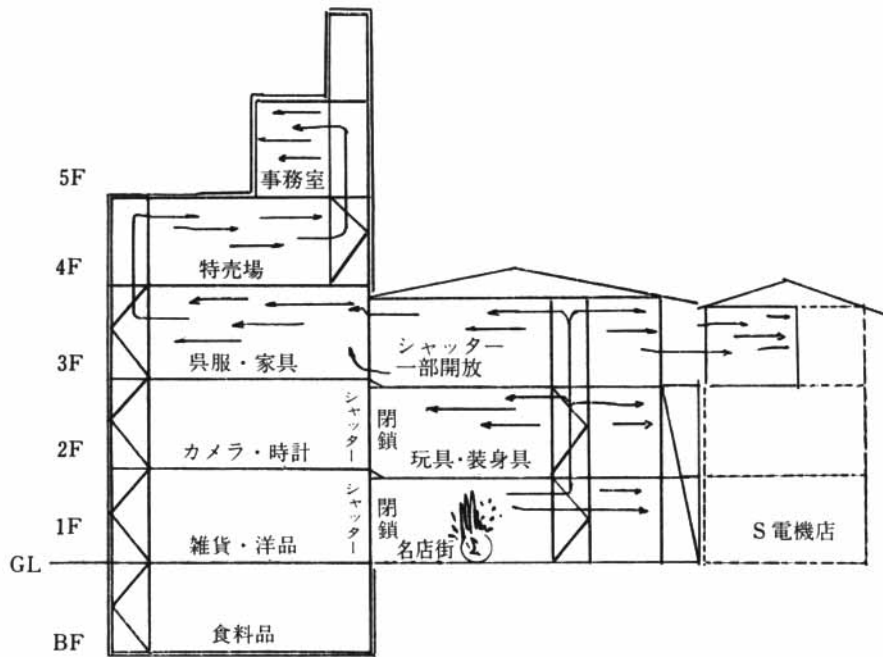
I 火災概要										
① 概要	このデパート火災は、木造 3/0 階建の1階店舗部分より出火し、木造部分を全焼、さらに接続されている耐火造 5/1 階建の3～5階に延焼したもので、営業中に火災が発生し、2千余名の客がいたにもかかわらず、デパート側の適切な避難誘導により全員無事に避難している。									
② 階別状況	階	床面積 m ²		焼損床面積 m ²		用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
		旧館 (木造)	新館 (耐火)	旧館	新館		()内は 従業員数 を内数で 示した。		旧館 屋内階段 (1F～3F) 2箇所	消 内 (新館の1F～ 4Fに設置)
	R		21.5							
	5		140.3		140.3	事務室	0		新館 屋内階段 (1F～RF) (B1～4F) 各1箇所	非
	4		688.2		688.2	特売場,事務室	57(7)			
	3	353.1	746.8	353.1	478.5	売場	307(57)			
	2	368.8	793.3	368.8		売場	624(74)			
	①	368.8	841.8	368.8		売場	641(91)		繩梯子 2箇所 (4F, RF)	
	B1		819.0			売場・物置	647(47)			
	合計		5,141.6		2,397.7			2,276(276)	0	
③ 出火場所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 旧館(木造)1階, 階段脇のコーヒースタンド部分から出火した。 コーヒースタンドでは3台の石油ストーブを可燃物に近接した位置で使用しており, また違反建築の是正工事のため出火場所の外壁はなく, 一時の間に合せのためパネル張りの仮囲をし, 内壁側にカーテン壁紙等を張って体裁を整えていた。						④ 出火原因	コーヒースタンドの出張店員が, 石油ストーブの火を消さないで給油中, こぼれた油に引火したものの。		

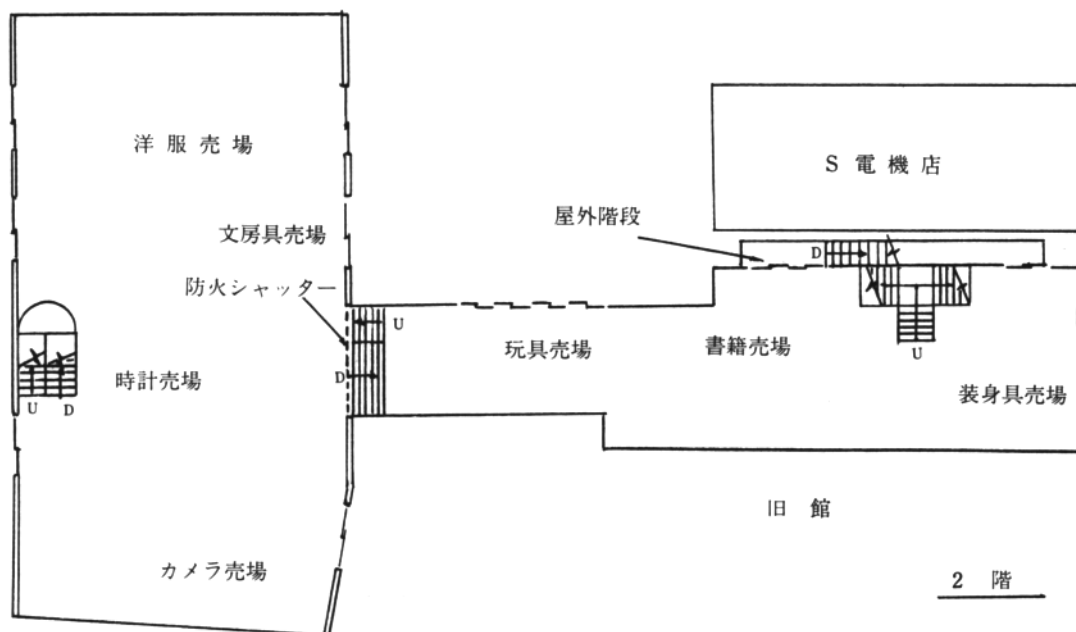
⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<p>(出火部位) 旧館1階コーヒースタンド</p> <p>(出火室の拡大) 装飾物品、合板の仮壁</p> <p>(他階への拡大) 旧館1階の壁・天井・階段から旧館2階3階の床、壁、天井へと順次延焼</p> <p>(新館への拡大) 旧館3階の天井裏からシャッターボックスを通過し新館の天井へ延焼、北側階段より4階5階へ延焼拡大した</p>	
	<p>旧館1階のコーヒースタンドからの火災は周囲の臨時装飾のカーテン、紙類、合板の仮壁等に着火し、木造の壁、天井へ拡大して旧館（木造）2階、3階へと延焼拡大していった。旧館3階まで延焼した炎は、3階天井裏から、シャッターボックスに接して取り付けられていた通風ダクト（火災により脱落）周辺の新館3階天井に着火し北上して北側階段より4階及び5階に延焼しこれを全焼せしめた。</p> <p>○ 延焼拡大した主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火点が木造建物の1階であり、周囲に多量の可燃物があった。 ○ 3階の防火シャッターが火災のため完全に閉鎖できなくなったため、結果的に炎がシャッターケース付近を突破し新館へ延焼していった。(シャッター下の開口部付近は可燃物等を除去していたので直接の延焼経路とはならなかった。) ○ 煙の伝播経路 <p>旧館（木造）1階からの煙は、旧館北側階段を急速に上昇し、旧館全階に伝播したが、新館にあっては旧館との区画シャッター閉鎖により煙の流入は長時間なかった。</p>	
II 火災建物概要		
① 建築	<p>着工・竣工又は主たる改築等</p> <p>(竣工) 昭和21年 月 日 (増築) 昭和31年 3月 日</p>	
管 理 状 況	<p>② 豎 穴 の 状 況</p> <p>階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/></p> <p>エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/></p> <p>エスカレーター <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/></p> <p>新館南側階段は各階防火シャッターで区画されているが、北側階段は2階の階段室のみ区画され、他階は区画されていない（建築法違反）ため、これが新館上階の延焼経路となった。</p>	<p>③ 防 火 管 理 状 況</p> <p>○ 日頃から消防機関の適切な指導がなされており、それに基づき自衛消防隊として支配人を隊長に139名をもって組織し、総務・警備・消火及び救急の各班に分れて非常災害時の各業務を分担することになっていたが、徹底されていなかった。</p> <p>○ 火気管理についても不良であった。</p>
	<p>④ 防 火 区 画 等</p> <p>旧館（木造）と新館（耐火）との接続部に電動式の乙種防火戸（シャッター）が設置されている。</p>	<p>⑤ 消 防 用 設 備 等</p> <p>旧館（木造違反建築）については、消防用設備等は皆無であった。</p>

III 火災後の行動						
① 発見状況	<p>○発見者 (店員) ○発見の動機 (本人が給油中こぼして引火) ○発見後の行動 (上衣で叩き消そうとした)</p> <hr/> <p>コーヒースタンドの出張店員が石油ストーブを点火したまま、給油中に不用意に油をこぼして引火させ、これを消そうとして上衣で叩いたが、かえって火面を拡大させてしまった。</p>					
② 通報状況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (電話交換手) 発見後約(5)分 しない <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>たまたま消防職員が旧館2階の玩具売場に買物客として居合わせたことから、出火場所に行き消火の指示をし、店内電話で交換室に通報させた。 これを受信した電話交換手が消防署へ通報し、その後非常ベルを鳴らし店内スピーカーで火災発生とその場所を放送し、非常態勢を周知させた。</p>					
③ 初期消火状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火した</td> <td> 成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input checked="" type="checkbox"/> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> (理由又は状況) ○過失で失火させたコーヒースタンドの店員は、これを消そうとあわてて上着で叩いたが、かえって火面を拡大させてしまった。 ○客を避難させた後、自衛消防隊4・5名で新館3階の屋内消火栓からホースを延長し、閉鎖していた防火シャッターを再び開いて(約70cm)旧館に進入して注水したが防ぎ切れなくなり新館に後退した。このとき再び防火シャッターを閉めようとしたときは、熱を受けて完全に閉鎖不能となった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">消火しない</td> <td> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	消火した	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input checked="" type="checkbox"/>	(理由又は状況) ○過失で失火させたコーヒースタンドの店員は、これを消そうとあわてて上着で叩いたが、かえって火面を拡大させてしまった。 ○客を避難させた後、自衛消防隊4・5名で新館3階の屋内消火栓からホースを延長し、閉鎖していた防火シャッターを再び開いて(約70cm)旧館に進入して注水したが防ぎ切れなくなり新館に後退した。このとき再び防火シャッターを閉めようとしたときは、熱を受けて完全に閉鎖不能となった。	消火しない	○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
消火した	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input checked="" type="checkbox"/>	(理由又は状況) ○過失で失火させたコーヒースタンドの店員は、これを消そうとあわてて上着で叩いたが、かえって火面を拡大させてしまった。 ○客を避難させた後、自衛消防隊4・5名で新館3階の屋内消火栓からホースを延長し、閉鎖していた防火シャッターを再び開いて(約70cm)旧館に進入して注水したが防ぎ切れなくなり新館に後退した。このとき再び防火シャッターを閉めようとしたときは、熱を受けて完全に閉鎖不能となった。				
消火しない	○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>					
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等) ○消防隊到着時は出火後約8分と推定され、既に旧館1階は1/3、2階は2/3程度火面が拡がり、その両側及び3階から濃煙が出ており、なお急激に拡大しつつあった。 (救助) ○4階の店員6名は客を避難させた後、商品整理等に時間をとられ、避難の時期を失ったため屋上に避難、急ぐあまり反物を利用して女子店員が降下する途中手を離したため、隣家2階の屋根に落下した。(男子店員1名は無事降下)その後4名は消防隊により救助。 ○3階の電話交換手4名は出火後も電話交換に専念していたため、階段による避難不可能となり窓から救助を求めたため、消防団員が隣家屋根上から縄梯子で救助。</p>					

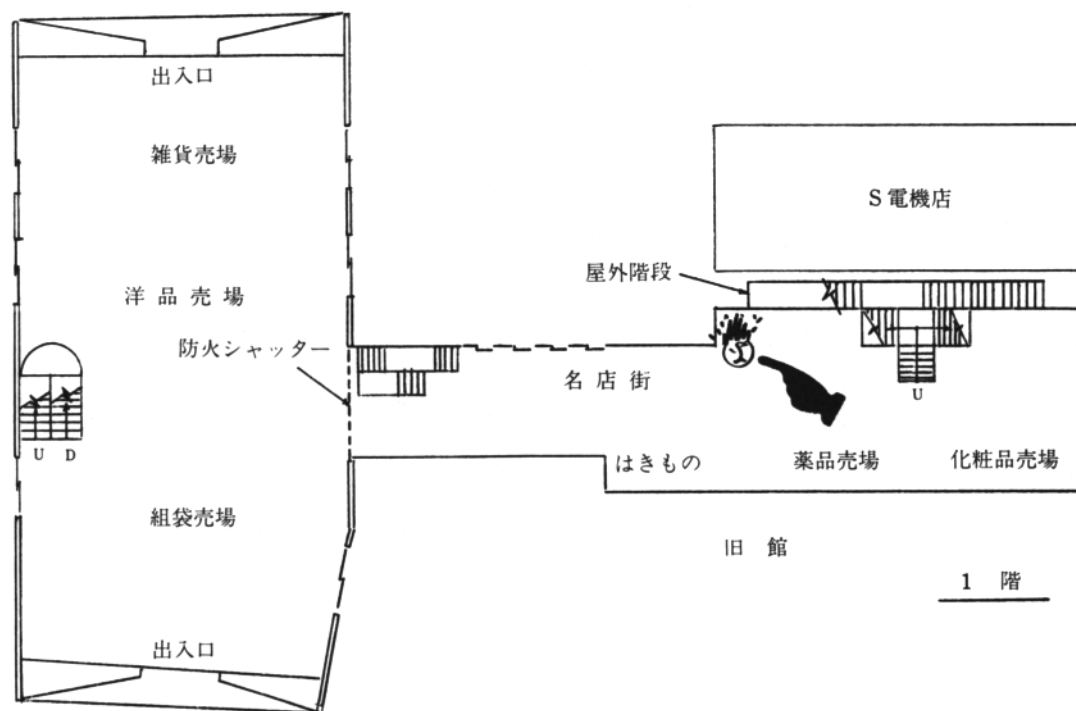
	避難方法	避難上支障事項														
⑤ 避難 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (1400人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救助 <input checked="" type="checkbox"/> (8人) ○その他(屋上より反物を利用して降下)<input checked="" type="checkbox"/> (2人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備<input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 														
	<p>○石油の燃焼による初期の炎や煙が激しかったため、付近の客はす早く東側出入口及び新館へと避難し、旧館2・3階の客は階段や床、壁の隙間から立ちこめる煙により早期に火災を知ったため避難を開始し、店員がこれを誘導したため、出火後3分位で旧館は全員避難した。</p> <p>○新館側の客は、耐火建物という安心感からか、店員の誘導に応じようとしない者もあり、一時混乱を生じたが、スピーカー、メガホン等で絶えず避難を勧告したため負傷者を出さず避難完了している。</p> <p>○出火を知ったデパート幹部が客の避難優先を決意し、階段付近の混雑を予想して男子店員を各階に配置したり、旧館避難後防火シャッターを閉鎖したことにより避難に時間的余裕を与えた。</p>															
⑥ 死者 の 状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">健康人</td> <td style="width: 50%;">名</td> </tr> <tr> <td>(泥酔者)</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>要保護者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>身体不自由者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>病人</td> <td>名</td> </tr> </table>	健康人	名	(泥酔者)	名	要保護者	名	乳幼児	名	高齢者	名	身体不自由者	名	病人	名	避難上支障となった事項
	健康人	名														
(泥酔者)	名															
要保護者	名															
乳幼児	名															
高齢者	名															
身体不自由者	名															
病人	名															
なし		<ul style="list-style-type: none"> ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> 														
<h4>IV 問題点・教訓等</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出張店員に対する火気管理や通報・消火方法等の徹底が不十分であった。 2. 本件の百貨店は建築基準法に違反した建物であり、漸次適法にすべく新館を建築し引続き新館東側の木造部分を撤去、増改築申請中のため、出火場所は外壁がなく、コンクリート打ち用パネルを用いて、その上にカーテン等を張ってあった。従って火気取扱場所としては最も不適当な状態である。 3. 旧館と新館との防火シャッター閉鎖後店員がシャッター周囲のショーケース、その他の可燃物を除去する作業をしたため、商品は延焼の媒介物とならなかった。 4. 自家用変電室を有し、電気技術者の決断により最後まで送電していたため、消灯による混乱を防ぐことができた。 5. 不特定多数の者を収容する百貨店で、しかも2千余名の客がいたにもかかわらず、百貨店側の適切な判断及び避難誘導により客に1人の死傷者も出すことなく全員無事避難している。 																

配置図

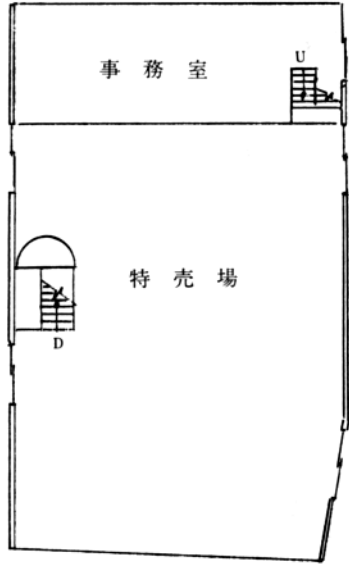




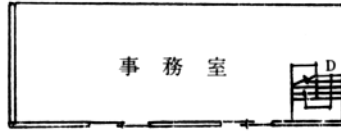
新館



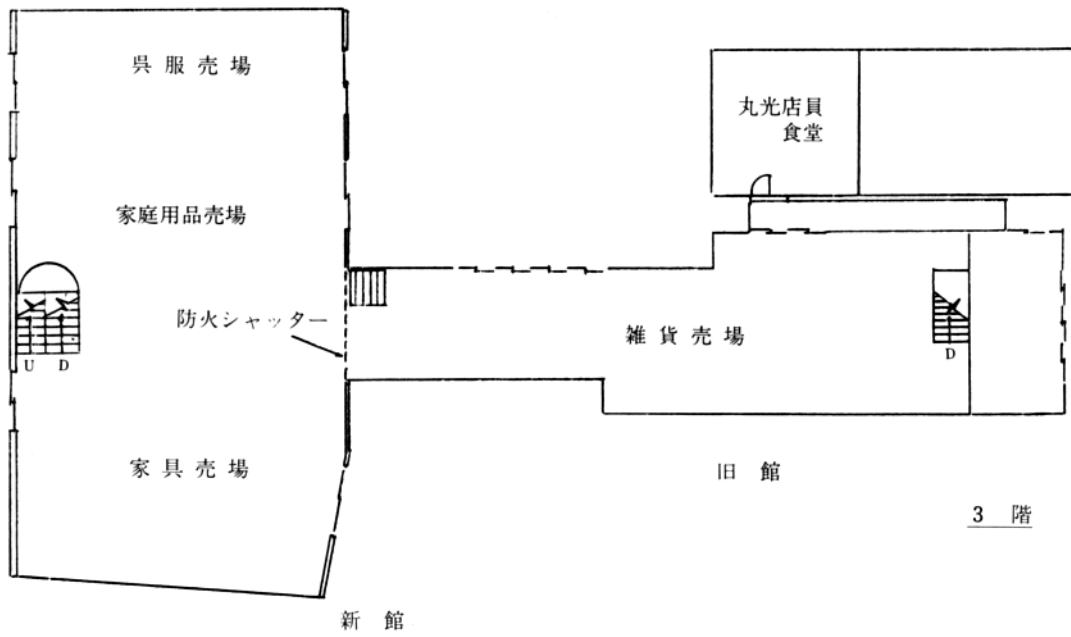
新館



新館 4 階



新館 5 階



④ 地階図面省略（新館部分）

